

大和市公告第104号

大和市下鶴間地域内の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査（街区境界調査）を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第21条の2第3項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の縦覧に供する。

令和3年12月27日

大和市長 大木 哲

1 地図及び簿冊の名称

大和市街区境界調査図及び大和市下鶴間街区境界調査簿

2 閲覧期間

令和3年12月27日から令和4年1月17日まで

3 閲覧場所

大和市街づくり施設部道路管理課

4 その他

(1) 閲覧の結果、誤り等があると認める場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、その旨の申出をすることができる。

(2) 誤り等申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。

(3) 閲覧は、閲覧期間中毎日午前9時から午後5時まで行う。ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和3年12月29日から令和4年1月3日までを除く。